

入札説明書

奈良県税務総合クラウドサービス 導入・運用保守業務委託

入札説明書一式	添付様式一式
<ol style="list-style-type: none">1. 入札説明書2. 競争入札参加資格確認申請書（様式1）記載例3. 契約履行実績証明書（様式2）記載例4. 入札書（様式A）記載例5. 入札金額内訳書（様式A-1）記載例6. 入札書封緘例7. 委任状（様式B）記載例8. 契約条項（案）9. 落札者決定基準10. 技術提案書作成要領11. 技術提案書評価項目表12. 技術提案書作成要領_様式ア「機能要件一覧記入様式」13. 技術提案書作成要領_様式イ「体制図（システム導入）」14. 技術提案書作成要領_様式ウ「業務従事者調書（システム導入）」15. 技術提案書作成要領_様式エ「体制図（システム運用保守）」16. 技術提案書作成要領_様式オ「業務従事者調書（システム運用保守）」17. 技術提案書作成要領_様式カ「システム構成図」18. 調達仕様書一式（希望者にのみ別途提供）	<ol style="list-style-type: none">1. 競争入札参加資格確認申請書（様式1）2. 契約履行実績証明書（様式2）3. 入札書（様式A）4. 入札金額内訳書（A-1）5. 委任状（様式B）6. 質問票7. 奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託の入札に関する資料の取扱いについて

令和6年5月

奈良県総務部税務課

入札説明書

奈良県が調達する役務に係る入札公告に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記10の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和6年5月10日

2. 競争入札に付する調達の内容

（1）入札物件名

奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託

（2）内容

『奈良デジタル戦略』（令和4年3月策定）に基づき、県税クラウドサービス（他府県共同利用型パッケージシステム）を導入し、システム運用保守を委託する。

（3）期間

・システム導入業務

契約締結日～令和8年9月30日

ただし、本稼働日は令和8年9月24日とし、9月30日までの運用保守作業はシステム導入業務に含めるものとする。

・システム運用保守業務

令和8年10月1日～令和13年12月31日

（4）履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県総務部税務課ほか

（5）入札方法

地方自治法施行令第167条の10の2に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）
入札価格・技術提案内容を総合的に審査し、落札者を決定します。

（6）予定価格

非公表とします。

予定価格については、システム導入業務及びシステム運用保守業務毎に設定します。

（7）その他

詳細については、別紙「奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託調達仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりとします。仕様書については、「奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託の調達に関する資料の取扱いについて」を下記10の（1）に持参で提出した者に対してデータ提供します。提出の際は、会社名等が確認できる社員証等をご提示ください。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q2電算業務に登録をしている者であること。
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。
〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県会計局総務課 調達契約係(県庁主棟1階)
電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) ISO/IEC27001認証(情報セキュリティマネジメントシステム規格)又はプライバシーマークを取得している者であること。
- (5) 平成26年4月1日以降に都道府県を相手方とした基幹税務システム導入業務に係る契約を誠実に履行し、当該基幹税務システムを1年以上運用した実績がある者であること。

4. 入札説明書等に関する質問及び回答

- (1) 入札説明会の方法及び期間
方法 動画配信(YouTube 限定公開)
期間 令和6年5月15日(水)～5月31日(金)
入札説明会動画は仕様書受領者に限定して公開します。
- (2) 質問書の受付
仕様書の内容等に関する質問については、別紙「質問書」に必要事項を記入し、以下の送付先アドレスへ送信してください。仕様書の内容等に関する質問の受付期間は、令和6年5月23日(木)午後4時までとします。
質問書送付先アドレス: zeimu@office.pref.nara.lg.jp
- (3) 質問書に対する回答
令和6年6月6日(木)頃に奈良県総務部税務課のホームページに掲載します。
質問回答掲載ホームページ: <https://www.pref.nara.jp/11747.htm>
- (4) 入札手続に関する質問については電話でも受け付けます(下記10の(1)の問い合わせ先に連絡してください)。

5. 入札参加資格の確認

入札への参加を希望する者は、以下に定める書類を添付した**奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託に係る競争入札参加資格確認申請書(様式1)**(以下、「入札参加資格申請書」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<添付書類>

ア 会社の概要（設立年月日、所在地、事業内容 等）

イ 契約履行実績証明書（様式2）

上記3の（5）を証明する書類として契約履行実績証明書を提出してください。あわせて、業務内容が確認できる契約書・仕様書の写しを添付してください。

ウ ISO/IEC 27001 認証（情報セキュリティマネジメントシステム規格）又はプライバシーマークを取得していることを証明する書類を提出してください。ただし、有効期限が令和6年7月以降までであるものに限り（契約期間の途中で有効期間が切れる場合は、更新後の証書を速やかに提出してください。）。

<提出期限及び場所等>

・提出期限：令和6年5月29日（水）午後4時まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）

・場 所：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部税務課 税制企画管理係（県庁主棟4階）

電話 0742-27-8364（ダイヤルイン）

・調整期日：令和6年6月10日（月）午後4時まで

（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

・方 法：持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便（簡易書留でも可）とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託に係る競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。

・部 数：各1部

<その他>

・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

・提出された申請書等は返却しません。

6. 入札参加資格審査結果の通知

（1）入札参加資格申請書を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面（入札参加資格確認通知書）により通知します（令和6年6月12日（水）通知予定。）。

（2）入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）以内に書面を上記5の書類の提出先に持参して説明を求められます。

7. 技術提案書について

（1）技術提案書は、正本1部、副本25部を提出してください。提出先・提出期日等は下記10の（1）

- 及び(2)のとおりです。
- (2) 入札参加資格申請書を提出した者が技術提案書の提出を辞退したい場合は、令和6年6月19日(水)までに「技術提案書提出辞退届」(様式任意)を技術提案書の提出先に提出してください。
 - (3) 提出された技術提案書は一切返却いたしません。
 - (4) 技術提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となります。実現が確約されることのみを表明してください。
 - (5) 作成要領については別紙「技術提案書作成要領」記載のとおりです。
 - (6) 提出された技術提案書は会社名を伏せたうえで守秘義務を課した技術提案書評価支援実施コンサルタント事業者に開示しますので、事業者はその旨了承のうえ技術提案書を提出してください。

8. 選定委員会におけるヒアリングの実施

提案者へのヒアリングを次のとおり実施します。なお、不参加の場合は技術点を0点とします。

- (1) ヒアリングは、奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託選定委員会の場でオンラインまたは対面により実施します。
- (2) 出席予定者は、提案企業に所属する本業務にかかるプロジェクトリーダー等とします。
- (3) ヒアリングの際に資料共有を行う場合は、事前に下記10の(1)の問い合わせ先に連絡してください。
- (4) ヒアリングの順番は、任意に決定します。
- (5) ヒアリングの実施日
実施日時の詳細及びヒアリング項目については、令和6年7月10日(水)までに電子メールにて通知します(実施日は令和6年7月18日(木)を予定しています。)

9. 入札方法

- (1) 入札は、一般競争入札(総合評価落札方式)で行います。入札者は、所定の**入札書(様式A)**、**入札金額内訳書(様式A-1)**を作成し、**同じ封筒に封入封緘した上**、所定の場所及び日時に入札してください。記載については各様式の記載例及び別紙「入札書封緘例」のとおりです。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、**委任状(様式B)**を入札時に提出してください(入札開始前に集めますので(1)の入札書の封筒には封緘しないでください。)。記載については別紙委任状(様式B)記載例のとおりです。なお、この場合の入札書及び入札金額内訳書には、**入札者の所在地・商号又は名称欄に入札者本人の所在地・商号又は名称を記載のうえ代理人と表示し、代理人の氏名を記載のうえ委任状で申請した代理人印を押印してください。**
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 入札は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、ただちに再度入札(2回目)を行います。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行う

ものとし、この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

- (7) 入札の際には、競争入札参加資格に関する通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、競争入札参加資格に関する通知書の写しを入札書に同封してください。

10. 入札書等の提出場所等

- (1) 入札書（郵送時）及び技術提案書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部税務課 税制企画管理係（県庁主棟4階）

電話 0742-27-8364（ダイヤルイン）

FAX 0742-26-3674

- (2) 技術提案書の提出日時

提出期限：令和6年6月19日（水）午後4時まで

提出方法：持参

- (3) 入開札の日時及び場所

令和6年7月23日（火）午前11時

（上記時間までに受付及び委任状の確認等を済ませていただくようお願いします。）

入札室（奈良市登大路町30番地 県庁主棟6階）

- (4) 郵便による入札

・入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、入札書（様式A）及び入札金額内訳書（様式A-1）を封入封緘した封筒の表面に「奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託に係る入札書在中（初度入札）」と朱書きして、令和6年7月22日（月）午後4時までに到着（必着）するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書の郵便を認めるものとし、

・初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度（1回目）の入札に係る入札書と再度入札（2回目）に係る入札書（又は再度入札辞退含む）を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託に係る入札書（初度入札又は1回目）在中」又は「奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託に係る入札書（再度入札又は2回目）在中」（又は「再度入札辞退」と各々朱書きし、表面に「奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託に係る入札書在中」と朱書きした別の封筒に同封した上、令和6年7月22日（月）午後4時までに到着（必着）するようにしてください。

・再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとみなします。

・封緘された入札書が初度又は再度入札の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書及び入札金額内訳書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。

なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は開封せずに返送します。

11. 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項の規定によります。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

12. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
詳細については、次のアからオに掲げるとおりです。
 - ア 知事の定める入札条件に違反した入札
 - イ 入札書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
 - ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
 - オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (3) 入札書及び入札金額内訳書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) 入札書に記載された価格と入札金額内訳書に記載された価格に不整合がある入札
- (5) 入札金額内訳書に記名押印（代理人による入札の場合、代理人の記名押印）を欠く入札
- (6) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えた入札
- (7) システム導入業務及びシステム運用保守業務のどちらか一方の予定価格を超過した入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

13. 落札者の決定方法等

別紙「落札者決定基準」記載のとおり

14. 落札の通知及び公表

- (1) 落札決定通知
落札者については、落札者決定後に書面により通知します。また、審査結果は入札に参加したすべての者に書面で通知します。
- (2) 落札者の公表
落札者は奈良県公報に公示します。

15. 契約締結等について

- (1) 本業務は、債務負担行為による複数年契約を締結します。
- (2) 契約金額及び委託料支払方法等は、原則下記の考え方を元に決定します。

【システム導入業務】総額を以下の月数で按分のうえ、年度別金額を設定します。

支払請求は、各会計年度末（又はシステム導入業務履行完了後）に実施。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計月数
9月	12月	5月	26月

【システム運用保守業務】月額料金を元に、年度別金額を設定します。

支払請求は、各会計年度末（又はシステム運用保守業務履行完了後）に実施。

- (3) 落札者は、契約書を作成することを要します（契約条項（案）を元に県と協議のうえ作成します。）。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (4) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき遅滞なく契約を締結するものとします。
- (5) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します。

16. 調達の停止等

この調達に関し、苦情申立に係る処理手続において、契約を停止し、又は解除する場合があります。

17. 手続における交渉の有無

無

18. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者

と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6) に該当する場合を除きます。) において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

19. 契約の解除

契約締結後、契約者について18の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、18の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

20. その他

(1) 本入札に係る異議申し立てについては、奈良県政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年6月28日奈良県告示第150号)によるものとします。

(2) 本入札に係る提出書類に含まれる著作物の著作権は、入札者に帰属することとします。

(3) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(4) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。

(5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。

(6) 奈良県税務総合システム・スマート化支援業務委託(令和5年度)契約事業者及び次期奈良県税務総合システム構築・工程管理支援業務委託(令和6年度)契約事業者(以下、「支援業務契約事業者」という。)並びにこの支援業務契約事業者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者は、本入札に参加することはできません。